

令和 2 年 3 月 3 1 日

## 船員の最低賃金が改正されます

・ ・ 北海道内の対象 3 業種に適用 ・ ・

北海道運輸局長は、北海道地方交通審議会（会長 高野 伸栄）から北海道内対象 3 業種の船員最低賃金の改正に関する答申（令和 2 年 1 月 2 9 日付）を受け、答申どおり改正することを決定し、本日、北海道運輸局管内の船員に係る最低賃金を改正する旨の官報公示を行いました。

これにより、対象 3 業種の船員最低賃金については、令和 2 年 4 月 3 0 日から、別紙のとおり改正され、効力が生ずることになりますのでお知らせいたします。

### ■ 対象 3 業種

#### 1. 「北海道内航鋼船運航業及び木船運航業」

総トン数 1 0 0 トン未満の内航鋼船（港湾工事等に従事する作業船や曳船・押船が主な対象となります）又は木船（現在道内に対象となる木船はありません）を運航する事業。

#### 2. 「北海道海上旅客運送業」

総トン数 1 0 0 トン未満の内航旅客船（海上で運航する観光遊覧船が主な対象となります。湖沼等内水面の運航船は対象外となります。）を運航する事業。

#### 3. 「北海道漁業（沖合底びき網）」

北海道の沖合底びき網漁業に従事する漁船が対象となります。

### ■ 適用される使用者

対象業種を営む船員法に規定する船舶所有者であって、北海道内に主たる船員の労務管理の事務所を有する者。

### ■ 適用される船員

上記使用者に雇用されている船員であって、対象業種に従事する船舶に乗り組む者。

#### 《問い合わせ先》

北海道運輸局海事振興部船員労政課 担当 松居、渥美

T E L : 011-290-1014 FAX : 011-290-1021

## 令和元年度 北海道船員最低賃金改正決定額

〔令和2年4月30日から適用〕

業 種	区 分	改正最低賃金額（月額）	現行額（月額）
内航鋼船運航業 及び木船運航業  適用事業者 54 社 適用船員 201 人	職員 A	249,200 円 (1,100 円、0.44%アップ)	248,100 円
	職員 B	232,750 円 (1,100 円、0.47%アップ)	231,650 円
	部員 A	190,450 円 (1,500 円、0.79%アップ)	188,950 円
	部員 B	181,300 円 (1,500 円、0.83%アップ)	179,800 円
海上旅客運送業  適用事業者 16 社 適用船員 74 人	職 員	245,300 円 (1,300 円、0.53%アップ)	244,000 円
	部 員	184,250 円 (1,400 円、0.77%アップ)	182,850 円
沖合底びき網漁業  適用事業者 30 社 適用船員 529 人	いちにん ぶ せんいん 一人歩船員	200,000 円 (700 円、0.35%アップ)	199,300 円

(注) 上記表中の区分については以下のとおり

- ・「職員」 → 船長、航海士、機関長、機関士及び通信長等
- ・「職員 A」 → 職員 B 以外の職員
- ・「職員 B」 → 特定の船舶職員養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、一定期間に満たない職員
- ・「部員」 → 職員以外の船員（甲板長、甲板員、操機長及び機関員等の職名の者）
- ・「部員 A」 → 「部員 B」以外の部員
- ・「部員 B」 → 海上経歴 3 年未満の部員
- ・「一人歩船員」 → 報酬が歩合によって支払われる場合に、基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員

## 1. 船員の最低賃金について

海上労働の特殊性を考慮し、船員の最低賃金は、陸上労働者の最低賃金とは別に定めるよう、最低賃金法で特例が設けられており、その決定、改正、廃止手続きについては、国土交通省が所管しています。

## 2. 対象業種と決定権限について

船員の最低賃金は、現在、6業種で設定されており、その決定権限区分は次のとおりとなっています。国土交通大臣権限業種は全国一律に適用され、地方運輸局長権限業種は各地方運輸局管轄区域ごとに所在する船舶所有者（船員の使用者）に適用されます。

業 種	国土交通大臣権限	地方運輸局長権限
内航鋼船運航業及び木船運航業	国内各港間のみを航海する総トン数100トン以上の鋼船（平水区域を航行区域とする鋼船を除く）	平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、及び木船
海上旅客運送業	遠洋区域、近海区域を航行区域とする船舶、及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、旅客運送の用に供するもの（平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く）	平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶で、旅客運送の用に供するもの、及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶
漁業（かつお・まぐろ）	遠洋かつお・まぐろ漁船 近海かつお・まぐろ漁船	—
漁業（大型いか釣り）	総トン数200トン以上のいか釣り漁船	—
漁業（沖合底びき網）	—	沖合底びき網漁船
漁業（大中型まき網）	—	大中型まき網漁船

※ 現在、北海道運輸局管内には、「木船」及び「大中型まき網漁船」の船舶所有者はありません。

## 3. 改正手続きについて

最低賃金法により、国土交通大臣又は地方運輸局長は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要と認めるときは、交通政策審議会（国土交通大臣権限）又は、地方交通審議会（地方運輸局長権限）に調査審議を求め、その意見を聞いて、船員の最低賃金の改正をすることができることとされています。

北海道運輸局では、令和元年度の船員の最低賃金改正について、令和元年8月26日に北海道運輸局長から北海道地方交通審議会会長に諮問を行い、その後、同審議会船員部会や、業種ごとに設置された各専門部会での調査・審議を経て、令和2年1月29日に同審議会会長から同局長に対し、改正に関する答申が行われました。

答申内容については、公示の結果、関係船員や関係使用者から異議の申出がなく、答申どおり改正することが決定されました。

改正後の最低賃金は、令和2年4月30日から効力が発生します。